

公益財団法人東京 YWCA 留学生支援事業
組み合わせ小委員会運営規程

第1条（目的）

この規程は、「留学生の母親」委員会運営規程第13条の組み合わせ小委員会（以下「小委員会」という。）の事業運営を定めることを目的とする。

第2条（小委員会の構成）

小委員会は、定款48条の会員個人であって、18歳以上の者のうち、別に定める「留学生の母親」運動に登録している人で構成し、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- （1）小委員会の構成人数は5～6人とする。
- （2）小委員会は、責任者を互選で選出する。
- （3）小委員会は、陪席者を要請することができる。

2 小委員会に担当職員を置く。

第3条（委員の任期）

委員の任期は4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、連続して3年度、最長5年度まで延長することができる。ただし、3年度に達しない段階で何らかの事情で委員を続けられなくなったとき、委員は辞任することができる。

2 過去に当該委員の委嘱を受けたことがある者は、1年度限りの任期も可とする。

第4条（小委員会の開催と議事録）

小委員会は、定例会を年6回、必要に応じて臨時委員会を開催する。

2 小委員会は責任者が招集する。ただし、責任者に不測の事態が生じたときは、責任者以外の委員が招集することができる。

3 小委員会は、毎回の議事録を作成する。

4 議事録は、非公開とする。

第5条（事業）

小委員会は、次の事業を行う。

<留学生>

- （1）「組み合わせ」を希望する日本で学ぶ外国人留学生（以下、「留学生」という。）の募集
- （2）留学生への組み合わせ説明会の開催
- （3）組み合わせを希望する留学生の書類選考
- （4）組み合わせを希望する留学生の面接

<母親>

(1) 留学生との家庭交流を望む「留学生の母親」運動に登録しているメンバー（以下、「母親」という。）の募集

(2) 組み合わせを希望する母親の書類選考

<組み合わせ>

(1) 留学生と母親の組み合わせ作業と決定

(2) 組み合わせの結果の通知と対面の会の開催

(3) 組み合わせ数および参加国・地域の公表

<組み合わせのフォローアップ>

(1) はじめて組み合わせをする母親を対象とした組み合わせに関するガイダンスの開催

(2) その他、家庭交流を始めた母親と留学生のフォローアップ

2 小委員会で協議された内容を母親委員会に報告し、必要に応じて母親委員会の承認を受ける。

3 「組み合わせ」に関する問い合わせに関しては、小委員会で協議して対応する。

第6条（個人情報の保護）

小委員会は、組み合わせに要した個人情報を含む書類を事務局に返却し、職員は適切に処分するものとする。

2 組み合わせ結果は、職員がデータベースに入力するものとする。

第7条（守秘義務）

委員の在任中及び退任後も組み合わせ作業で知り得た情報を口外してはならない。

2 組み合わせに係る書類は、東京 YWCA 会館外に持ち出すことはできない。但し、やむを得ない理由により、館外に持ち出す必要が生じた場合は、その理由を記した書面を以て代表理事の承認を得るものとする。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、「留学生の母親」委員会及び平和と人権事業部会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。